

植栽管理業務仕様書

第1条 適用

本仕様書は、「植栽管理業務」（以下「業務」という。）に係る内容について、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第2条 業務の目的

本業務は、本施設の剪定、刈込み、除草等を実施し、良好な維持管理に資することを目的とする。

第3条 一般事項

1. 本業務の実施にあたって、作業内容、手順、方法、安全対策などについて、計画工程表を含む業務計画書を作成し、適切に業務を履行すること。
2. 本業務の実施にあたって、利用者及び通行者の安全確保を図るとともに、施設運営の妨げにならないよう注意すること。
3. 自然環境や景観に配慮し、植栽の種類、形状及び生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。

第4条 業務

1. 高中木剪定
 - 通行の支障や美観が損なわれることがないように、適切な時期に忌み枝や枯れ枝の撤去を含む整枝等の剪定を行うこと。
 - 対象地内の高さ制限に対応した剪定を行うこと。
 - 不定芽の発生原因となるので「ぶつ切り」などは行わないこと。
 - 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定を行うこと。
 - 剪定した枝葉は作業当日に集積、回収し周囲の清掃を行い、豊中市伊丹市クリーンランドに搬入すること。
 - 作業実施にあたり枝葉の飛散、落下防止に努めること。
2. 枯木撤去
 - 枯木を発見した場合は、安全面や美観の観点から速やかに撤去するとともに、補植すること。
 - 中低木の撤去については、抜根すること。
3. 中低木刈込み
 - 通行の支障や美観が損なわれることがないように、適切な時期に刈込みを行うこと

- もに、花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意すること。
- 低木寄植の刈込み高さについては、原則として80cmとすること。
- 中木列植・低木寄植の刈込の枝葉は、作業当日に集積・回収し、クリーンランドに搬入すること。

4. 除草

- 原則として除草剤を使用しないこと。
- 通行の支障や美観が損なわれることがないように、適切な時期に除草を行うこと。
- 除草作業は刈り残しがないように地際から行うこと。
- 機械を使用する場合、飛び石等による事故がないよう飛散防止の安全対策を講じること。また、粉塵の飛散にも注意すること。
- 実生樹木があれば地際から撤去すること。また、通行支障になるようなヒコバエも剪除すること。
- 機械では作業が困難なところは人力で行うこと。
- 植樹帯内のごみ・落ち葉等は、ブロアー、サラエ等で掻き出し処分すること。なお、ブロアーの使用には十分注意を払うこと。
- 刈り取りした草は、作業当日に集積・回収し、クリーンランドに搬入すること。

5. 芝生管理

- 年間を通しての気候や利用の状態等も考慮し、1年間常に良好なみどりの状態を保つため、いわゆるオーバーシードによる維持管理を行い、芝生の生育状態を把握し、除草、芝刈り、病虫害防除、灌水、施肥等を適時行うこと。
- 芝が枯れた場合は、張芝の移植や補植等により補修を行うこと。

6. 薬剤散布

- 病虫害の発生があり、薬剤による駆除・防除が必要な場合に限り、薬剤散布を行うこと。
- 発生した病虫害の同定を行うとともに、樹木への薬害に留意して、薬剤を選定すること。
- 薬剤を散布する場合は、周辺住民に事前に薬品使用の目的、散布時期、使用薬品の種類等周知するなど、周辺への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮すること。また、薬剤は法令に準拠し適切に保管すること。
- 作業時は、ヘルメット、マスク、保護メガネ、手袋等の保護具を着用すること。

7. 灌水・施肥

- 樹木や草花の生育状況等により、必要に応じて灌水及び施肥を行うこと。

8. 剪定枝等の処理

- クリーンランドへの搬入に際して、高中木剪定、中低木刈込、除草等に伴い発生した処分物は、土・砂等を十分に落とし、剪定・刈込みをした枝葉や除草処分物等の可燃物以外のものは混入しないこと。
- 幹・根については、クリーンランドの搬入基準に従い、切断すること。また、剪定枝、刈り草等の運搬時に積荷が飛散しないようシートにて養生するなど、飛散防止に努めること。
- クリーンランドでは剪定枝のチップ化事業を行っていることから、高木剪定枝の搬入に際して公園樹木の剪定枝と判断できるよう、確認しやすい所に表示板を設置するとともに、できる限り剪定枝のみの搬入に努め、クリーンランドの係員に指示された場合は、剪定枝ヤードに搬入すること。
- 搬入時にもらう計量伝票を保管し、提出すること。
- クリーンランド以外で処分する際には、本市と協議すること。

9. 安全対策

- 作業中看板、標識類、バリケード、カラーコーン及び飛散防止ネットの設置、交通整理員の配置等を適切に行うものとし、特に利用者や通行者等には十分に注意し、事故のないように対策を講じること。
- 作業従事者は、作業服、ヘルメット、防塵用眼鏡、手袋、安全靴、セフティーベスト（反射チョッキ）、脚部防護服などを着用すること。
- 高所作業時（2m以上）には、墜落制止用器具等を装備し、労働災害の防止措置を講じること
- チェーンソーや刈払機などを使った危険又は有害な作業については、労働安全衛生法に定める特別教育等を受けた者が従事すること
- 安全管理にあたっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守すること。

10. 報告書

- 年度ごとに報告書を提出すること。
- 作業前・中・後の1セットの写真を撮影し、報告書に添付すること。

11. 不当介入に対する報告・届出等

- 受託者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- 報告・届出は、不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するととも

に、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする、ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告し、及び届け出るものとする。

- 受託者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 報告・届出を怠った場合は、当該受託者等に対し、注意の喚起を行うことがある。